令和5年度

第2回 東松山市立上唐子集会所運営委員会









令和6年1月25日(木)

東松山市教育委員会

令和5年度 第2回東松山市立上唐子集会所運営委員会次第

令和6年1月25日(木)

東松山市立上唐子集会所

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議長の選出(議長より議事録署名人指名)
- 4 議 事
- (1) 令和5年度事業中間報告について
 - ア 各教室の実施状況
 - ① 事務局から
 - ② 各学校から
 - イ 集会所利用状況
 - ウ 令和5年度人権教育行事報告
- (2) 令和6年度行事日程
- (3) その他
 - ・今後の集会所の運営について
- 5 その他
- (1)「きらめきまつり」について

(1) 令和5年度事業中間報告について

ア 各教室の実施状況

① 成人教室

No.	教 室 名	開講日数	期間	開 講 日開講時間	講師名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	新舞踊教室	15日	4月17日~11月13日	第1·3週 月曜日 13:30~15:30	森田光子先生	4人 延46人	3.1人
2	カラオケ教室	13日	6月10日~11月25日	第2·4週 土曜日 9:30~11:30	白川あき子 先生	10人 延105人	8.1人
3	絵画教室	9⊟	4月15日~11月20日	第1·3週 土曜日 13:30~15:30	矢島兼之先生	12人 延36人	4.0人
4	フラワーア レンジメン ト教室	6日	5月9日~11月14日	第2週 火曜日 9:30~11:30	大沼賀代子先生	13人 延60人	10.0人
5	体操教室	8日	5月23日~11月28日	第4週 火曜日 13:30~15:30	遠藤良江先生	12人 延53人	6.6人

期間:令和5年4月~令和5年11月

② 小学生フレンドスクール

No.	学 校 名	開校日数	期	間	開校	₹ 日	講	師 名	申込人数	1回平均
140.		子 仅 石 州仅口奴 ※	241	, N	開校日	時間	아 아이 선	חי יום	延参加人数	参加人数
	唐子小	14日	5月19日~11月2	E	毎週	金曜日	奥村俊之教諭	16人	12.1人	
1		14口	37130°01172	24 🖂	16:20~	-17:30	他	延41人	延170人	12.1
_		内容	: 宿題、国語、	算数、	自主学習、	レクリエ	ーショ	ン、		
			人権学習(ソ	ーシャ	ルスキル)	、作品	作成(人権フェス	スティバル用)他
	珠算教室	26 🗆	4月22日~11月25日	毎週 _	土曜日		古北土土	17人	11 / 1	
2		26∃	4月22日~11月2	25日	14:00~16:00	真哉先生	延296人	11.4人		
		内容	: かけ算、わり	算、見	取り算練習	引 他				

③ 中学生フレンドスクール

No.	学校名	開講日数	期間	開 校 日 開校時間	講師名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	南中	0目	_	毎週 木曜日 17:30~19:30	木村一隼教諭 他	0人 延0人	人0.0
		※参加	コ者0名により、令和5年度は	開校しない。			

イ 集会所利用状況

【上唐子集会所利用状况】(令和5年4月~令和5年11月)

月	利用団体数	フレント゛ス クール (人)	成人教 室 (人)	地域利 用者数 (人)	利用者 数合計 (人)
令和5年4月	7	16	8	31	55
5月	12	40	25	19	84
6月	17	78	54	21	153
7月	13	46	35	59	140
8月	8	47	17	16	80
9月	16	89	58	25	172
10月	15	76	42	52	170
11月	16	74	57	16	147
計	104	466	296	239	1,001
月平均	13.0	58.3	37.0	29.9	125. 1

ウ 令和5年度人権教育行事報告

事 業 名	期日	会場等
第1回東松山市立上唐 集会所運営委員会	6月2日(金)	上唐子集会所
西部地区人権教育実践 報告会	7月31日(月)	ウエスタ川越
比企郡市集会所サマーキャンプ	8月1日 (火)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第22回比企郡市人権教育研究集会	8月4日(金)	鳩山町文化会館
埼玉県教育集会所連絡 協議会第15回実践交流 会	8月21日 (月)	狭山市立富士見集会所
第43回埼玉人権フォーラム	11月10日(金)	東松山市民文化センター
第21回比企郡市人権フェスティバル	11月18日(土)	吉見町フレサよしみ
第2回東松山市立上唐 子集会所運営委員会	令和6年1月25 日(木)	上唐子集会所
上唐子集会所きらめきまつり	令和6年 2月25 日(日)	上唐子集会所 舞台発表 カラオケ、新舞踊 展示発表 唐子小学校児童、絵画、 フラワーアレンジメント
2023みなくるフェ スタ	令和6年3月23 日(土)	熊谷市江南ピピア

(2) 令和6年度行事日程

事 業 名	期日	会場等
第1回東松山市立上唐 子集会所運営委員会	6月6日(木)	上唐子集会所
西部地区人権教育実践 報告会	7月26日(金)	入間市産業文化センター
比企郡市集会所サマーキャンプ	7月30日(火)~ 31日(水)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第23回比企郡市人権教育研究集会	8月2日(金)	吉見町フレサよしみ
埼玉県教育集会所連絡 協議会第16回実践交 流会	未定	未定
第22回比企郡市人権フェスティバル	10月26日(土)	嵐山町国立女性教育会館
第44回埼玉人権フォーラム	11月8日(金)	熊谷市さくらめいと
第2回東松山市立上唐 子集会所運営委員会	令和7年1月23 日(木)	上唐子集会所
上唐子集会所きらめきまつり	令和7年 3月1日 (土)	上唐子集会所舞台発表カラオケ、新舞踊展示発表唐子小学校児童、絵画、フラワーアレンジメント
2024みなくるフェ スタ	令和7年3月	未定

令和5年度 上唐子集会所「きらめきまつり」実施要綱

1 実施趣旨

本集会所における活動の成果を発表し合うことにより、教室生相互の親睦を図るとともに、近隣の方々との交流を促進する。

- 2 実施日 令和6年2月25日(日)9時30分~12時30分
- 3 会 場 東松山市立上唐子集会所
- 4 内容

【舞台発表】・・・・・・・・・ホール

カラオケ教室

新舞踊教室

【展示発表】

フラワーアレンジメント教室・・・・玄関廊下、和室

絵画教室・・・・・・・・和室

小学生の作品・・・・・・・・玄関廊下

- 5 日程
 - 9:30 開会式

開会のことば・・・・・・・・・司会(生涯学習課長) あいさつ

- ①教育長・・・・・・・・・吉澤 勲
- ②上唐子第二自治会会長・・・・・・篠田 博 様

来賓紹介

上唐子第第二自治会副会長、成人教室講師、集会所運営委員

- 9:40 舞台発表(前半の部)
- 10:50 休憩
- 11:00 舞台発表 (後半の部)
- 12:25 閉会式

受講生代表のことば(感想を含む)・・・新舞踊教室生徒 杉浦 清次 諸連絡

12:30 閉会のことば・・・・・・・・・司会(生涯学習課長)

- 6 参加者
 - (1) 来賓
 - ・集会所運営委員(教職員以外) 6名
 - ・成人教室講師 4名
 - (2) 集会所教室生(5教室) 33名(掛け持ち除く)
 - (3)教育委員会職員 8名 教育長、柳沢部長、田島次長、上課長 担当: 柳副主幹、関主査、田中指導員、関口指導員
 - (4)学校職員 学校長、担当教員 4名 (唐子小、南中)
 - (5) その他(教室生の家族等) ○○名
- 7 準備・後片付け

机・機材等 教育委員会生涯学習課担当職員

昭和48年12月25日 条例第44号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに、差別や 偏見のない明るい地域社会づくりに寄与するため、人権教育及び人権啓発推進の場として、 集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、教育委員会が管理する。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可 に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しない ものとする。
 - (1) 集会所の設置目的に反すると認められるとき。
 - (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 営利を目的とするとき。
 - (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、集会所の使用目的又は使用条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(市立集会所運営委員会)

- 第7条 集会所の運営について審議するため、各集会所に東松山市立集会所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) 市社会教育委員
 - (3) 市内各種団体を代表する者
 - (4) 知識経験を有する者
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本 文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

別表

名称	位置
東松山市立野田集会所	東松山市大字野田1060番地1
東松山市立中岡集会所	東松山市大字岡1220番地2
東松山市立上唐子集会所	東松山市大字上唐子1062番地

○東松山市立集会所条例施行規則

昭和49年3月20日 教委規則第4号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、東松山市立集会所条例(昭和48年東松山市条例第44 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (利用時間)
- 第2条 東松山市立集会所(以下「集会所」という。)の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 東松山市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用手続)

- 第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書 (様式第1号)を教育長に提出しなければならない。
- 2 前項の許可は、利用許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ認めた者の利用について は、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 教育長は、集会所の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(原状回復)

- 第5条 条例第4条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、 集会所の利用を終えたときは、速やかに原状に復さなければならない。条例 第6条の規定により利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。 (損害賠償)
- 第6条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第7条第1項の東松山市立集会所運営委員会(以下「委員会」と

いう。)の委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(東松山市立集会所運営委員会規則の廃止)

2 東松山市立集会所運営委員会規則(昭和49年東松山市教委規則第3号)は、廃止する。

(以下は、使用許可申請書等につき、本日は省略させていただきます。御了承 ください。

東松山市立上唐子集会所運営委員名簿

区分	氏 名	備考
	稲村浩之	唐子小学校長
1 号委員	新井克仁	南中学校長
1 万安貝	奥村俊之	唐子小学校教諭
	木 村 一 隼	南中学校教諭
2号委員	野口紀子	社会教育委員
3号委員	小川 徹	唐子小PTA会長
3 万安貝	篠田博	上唐子第二自治会長
	大久保 栄 利	知識経験を有する者
4 号委員	篠 田 勝	知識経験を有する者
	松崎清	知識経験を有する者

[※] 任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとします。